

2014年度 國學院大學法科大学院

《I期法律科目試験》

憲 法

● 注意事項

- 1 試験時間は、14時45分から15時45分までです。
- 2 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 3 解答用紙への記入は、黒もしくは青インクのボールペンまたは万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）を使用してください。これ以外のものを使用した場合は、無効となります。
- 4 訂正をする場合は、明確に線で消してください。修正液等は、使用しないでください。
- 5 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の印刷不鮮明等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
- 6 解答用紙には解答欄以外に次の記入欄があるので、監督者の指示に従って、それぞれ正しく記入してください。
 - ① 受験番号
 - ② 氏名
- 7 問題の内容に関わる質問については、お答えできません。
- 8 「六法」は、貸与する『ポケット六法』以外使用できません。また、毎試験終了後、『ポケット六法』は回収します。
- 9 解答中に解答用紙を毀損した場合、手を挙げて監督者に知らせてください。監督者の確認後、新しい解答用紙と交換します。
- 10 携帯電話等は、時計としての利用も認められていません。必ず電源を切り、鞆などの中にしまっ、身につけないでください。
- 11 試験開始後、終了まで原則として退室は認めません。
- 12 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。いかなる理由でも解答用紙は、持ち帰ることはできません。
- 13 体調が悪い場合は、手を挙げて必ず監督者に伝えてください。

問 以下の小問に答えなさい。

2012年11月1日に、Xは、Aと離婚した。2013年2月1日に、Xは、Bと再婚することとし、婚姻の届出をしたが、民法733条1項に反するとして受理されなかった。その後、XとBは、2013年5月15日に婚姻の届出をし、受理された。

Xは、民法733条1項の趣旨が嫡出推定の重複の回避にあるとしても、そのために6ヶ月の再婚禁止期間を設ける必要はないので、民法733条1項は違憲であると考えている。そこで、Xは、違憲の法律により精神的苦痛を受けたとして、国家賠償請求訴訟を提起しようと考えている。

- (1) Xとして、民法733条1項が違憲であるとの主張を示しなさい。
- (2) Xに対する反論を示しなさい。